



振替制度について

【趣旨】

休会制度・振替制度は怪我や病気など、やむを得ず休まざるを得ない方のための制度です

【振替制度内容】

- (1) レッスンを休んだ場合には1回/月に限り振替をすることができる。
- (2) 振替はお休み日の前後1ヵ月以内に利用することができる。
- (3) 別講座に振り替えることができる。
- (4) 振替の権利を、家族内で別の会員が利用することができる。
- (5) 講座毎の受講条件に自身が該当する講座でのみ振替できる。
- (6) 振替の代わりに「フレアー体操クラブ 開放D A Y 無料チケット」をもらうこともできる。
- (7) 振替の申告は公式ラインにて受け付ける。
- (8) 受講人数等の理由で、講座により振替受付不可の場合がある。

※上記は原則であり例外は有り得る



振替制度

Reschedule

お休みしたとしても・・・

別日の同じ講座への振替 **OK**

他講座へ振り替え受講 **OK**

家族会員が振替の権利を使用 **OK**

振替の代わりに開放デー無料チケットをもらう **OK**

色んな経験ができる
自由度の高い振替制度

※一部講座での振替制限あり

※詳細は規約参照

たとえば



こどもが学校で怪我をして体操に行けなくなってしまった。
1週間は安静にしてお休みしなきゃいけない。
こどもの体操の振替を、普段フレアカでハンドメイドを受講している母親が、
いつも気になっていたバランスボールのレッスンへ
振り替えることができます。

